

## 基本方針

1. 南島原市においては、少子高齢化や人口減少が年々と進行し、支援を必要とする高齢者、障害者、生活困窮者等が増加するとともに、引きこもりや社会的孤立といった福祉課題・生活課題も生じており、福祉に対するニーズは多様化し、増大しています。このような状況から住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、南島原市が中心となって進めている医療、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に協力してまいります。  
また、国においても、従来の公的制度では支援できない複雑化・重層化する課題に対応するため、住民相互の支え合い・助け合いにより解決する仕組みである「我が事・丸ごと地域共生社会」の現実に向けた取り組みを進めています。本会としましては、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」という活動理念の現実に向けて、多様な主体が連携し、身近な地域で困りごとを受け止め、支え合える地域づくりの取り組みを進めていきます。  
本会では、昨年度策定した第3期南島原市地域福祉活動計画の着実な実施に向け、南島原市地域福祉計画と連動させながら地域住民、行政、事業者等と協働した取り組みを推進してまいります。この計画について住民に広く周知を図るとともに、住民の方々の意見を反映した地域福祉活動計画に基づいた事業を展開し、住民自らが主体となり地域の福祉活動に参加し、地域に根差した活動の展開を図れるよう、取り組みを進めます。  
介護保険事業については、年々介護人材の確保が困難となっており、事業の円滑な実施を行うこと自体、難しくなっておりますが、引き続き効率的な経営と質の高いサービスが提供できるよう、研修や研究を重ね、福祉・介護が一体となり、社協ならではの介護事業の展開を行ってまいります。
2. この使命を達成するために、社協の事業は以下の理念に基づき展開します。
  - ① 生活支援体制整備事業と身近な地域のつながり・支えあい活動の推進  
生活支援体制整備事業では、専任の生活支援コーディネーターを配置することにより、高齢者の生活支援、介護予防、社会参加を促進します。また、旧町単位の8地区（第二層）にも生活支援コーディネーターを兼務であるが配置し、高齢者の生活支援、介護予防などを推進し、地区ごとの社会資源の把握や住民同士の助け合いの仕組みづくり、サービスの創出を行います。
  - ② 南島原成年後見センター事業の充実  
法人後見の受任にあたっては、他機関が受任困難なケースの受任を行いセーフティネットの役割を果たすとともに、市内の機関・団体と連携しながら後見活動の充実を図ります。  
日常生活自立支援事業においては、支援が必要な方々の増加や生活ニーズの多様化に対応するため、関係機関との連携をより密にしてニーズ把握に努めるとともに、市民参加の仕組みづくりを進めてまいります。  
また、新たな取り組みとして、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを実施する「中核機関」を市から受託し、相談や広報活動を積極的に行い、関係機関と連携しながら運営します。
  - ③ 組織基盤の強化  
本会が独自の活動を拡充していくために、寄付の積極的な受け入れをはじめとする自主財源の確保、各種基金のあり方など財政基盤の強化に向けた検討を行います。  
職員が意欲をもっていきいきと働くことができる組織づくりを進めるとともに、常に課題意識を持ち、事務や事業の目的に沿って自ら考え行動できる職員の育成を進めます。
  - ④ 高齢者や障害者一人ひとりが、生きがいを持ち、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活ができるよう、関係機関等と連携し支援します。

## 事業実施計画

### 1. 法人運営組織、機能の強化

- (1) 透明性の高い法人運営  
社会福祉法の改正に対し組織体制など本会のガバナンスのあり方や評価について検討を進めます。
- (2) 持続可能な財政運営  
基金や積立金の安定的な運用を図るとともに、支所を含めた効率的な業務や会計処理を構築することによる省力化と、利用料や助成・自主財源の確保、経費削減により持続可能な財政運営を進めます。
- (3) 監査の実施  
事業の健全経営や透明性を図るため、法人の財産状況等の監査を受けます。
  - ・ 本会監事による監査（原則として年2回）
- (4) 理事会・評議員会・検討委員会の開催  
計画的に理事会・評議員会・検討委員会を開催し法人の運営に努めます。
- (5) 情報公表  
市民からの信任を得られる法人であるために、適正な財務諸表及び現況報告書等のインターネットでの公表を行い、財務状況の透明性を高めます。
- (6) 法令遵守  
社会福祉法人が遵守すべき法令に基づき、コンプライアンスの意識を高めるとともに、必要な庶務の実施及び規程等の改正を行います。
- (7) 職員研修の実施及び外部研修への参加  
職員の資質向上を図るために、内部研修の開催を計画します。また、外部機関が実施する担当業務または階層別研修に必要な応じて参加します。
- (8) 関係機関とのネットワーク  
関係機関の主催する各種委員会等へ役職員を派遣し、ネットワーク化を図ります。
- (9) 指定管理施設の管理運営
  - ① 加津佐総合福祉センターの管理運営
  - ② 深江ふれあいの家の管理運営
  - ③ 布津福祉センターの管理運営（湯楽里）
  - ④ 老人福祉センターの管理運営（口之津・北有馬・西有家・有家）
  - ⑤ デイサービスセンターの管理運営（口之津・有家・布津）

### 2. 地域福祉活動の推進

行政及び関係機関（民児協）並びに関連福祉団体との協力を得ながら、市民のニーズを常に正確にとらえ、「地域に密着した福祉の連携づくり」を目標とし、下記を主な項目として推進する。

- (1) 地区懇談会、地域福祉推進委員会、地域支援連絡会の開催
- (2) 福祉総合相談事業の実施
  - ① 心配ごと相談所の開設（各地区、月2回）
  - ② 弁護士による無料法律相談の開設（年6回）
- (3) 日常生活自立支援事業の推進
- (4) 成年後見センター事業の実施
- (5) 結婚サポートセンターの運営
- (6) 出会いの場コーディネート事業の受託（南島原市）
- (7) 健康づくり推進事業の実施（南部合同）
- (8) デイカフェ口之津の実施（南部合同）
- (9) 地域イベント支援事業の実施（南部合同）
- (10) 災害体験事業（東部合同）
- (11) 地域見守り活動支援の実施
- (12) 民生委員児童委員協議会との連携
- (13) 共同募金・日赤事務局、各種募金活動への協力

- (14) 戦没者慰霊奉賛会、連合遺族会の事務局
- (15) 地域福祉活動の調査、研究
  - ・ 困窮世帯、孤立世帯等の実態把握・福祉ニーズ調査の実施
- (16) 関係団体・機関・施設との連携、協力
  - ・ 地区会長、民児協、社協合同会議の開催

### 3. 地域支援事業・保健事業の推進

高齢者が介護予防の知識を習得し、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、下記を主な項目として推進する。

- (1) 自主活動立ち上げ支援事業の受託（広域）
- (2) 生活支援体制整備事業の受託（広域）
- (3) 就労的活動支援事業（広域）

### 4. 介護保険事業の効率的経営

南島原市全体を視野に入れた事業を推進し、介護事業所の充実と強化を図り、効率的な経営を図る。

- (1) 居宅介護（予防）支援事業の実施
- (2) 訪問介護（総合事業）事業の実施
- (3) 訪問入浴介護（予防）事業の実施
- (4) 通所介護（総合事業）事業の実施
- (5) 訪問看護（予防）事業の実施
- (6) 要介護認定調査の受託事業の実施

### 5. 老人福祉活動の推進

これからの高齢社会について、「安心して暮らせるまちづくり」を目標とし、下記を主な項目として推進する。

- (1) ふれあい会食・配食事業の実施（南部合同）
- (2) お助け袋配布事業の実施（東部合同）
- (3) 自主グループ活動支援事業の実施
- (4) 介護用品の貸与事業の実施
- (5) 介護予防自主グループの集いの開催（2地区合同開催の4会場）
- (6) 一人暮らし高齢者等の見守り活動
- (7) 老人福祉活動の調査、研究
- (8) 関係団体・機関・施設等との連携、協力

### 6. 障害者福祉活動の推進

障害者のだれもが、地域の中で一緒に生活をし、社会参加を促せるよう下記を主な項目として推進する。

- (1) 障害福祉サービス事業の実施
- (2) 視聴覚障害者生活訓練等事業の受託運営（南島原市）
- (3) 障害者ふれあい外出支援事業
- (4) 介護用品の貸与事業
- (5) 障害者福祉活動の調査、研究
- (6) 関係団体・機関・施設等との連携・協力

### 7. 児童福祉活動の推進

これからの南島原市を担う子どもたちのため、下記を主な項目として推進する。

- (1) 防犯ブザー配布事業の実施
- (2) 福祉体験学習支援事業
- (3) 児童コンクールの開催（東部合同）
- (4) 親子ふれあい思い出ツアーの開催（東部合同）
- (5) 親子ふれあい会食事業（南部合同）

- (6) 思いやりカフェ kokoro (東部合同)
- (7) 児童福祉週間啓発事業
- (8) 児童福祉活動の調査、研究
- (9) 関係団体・機関・施設等との連携、協力

## 8. 養育支援訪問事業

養育者が子育てに不安や孤立感を抱え込まないように、下記を主な項目として推進する。

- (1) 南島原市養育支援訪問事業の受託

## 9. ボランティア活動の推進

ボランティアセンターの機能の充実と強化を図るため、下記を主な項目として推進する。

- (1) 市民活動支援センターの機能強化
- (2) 災害ボランティアセンター設置訓練の実施
- (3) 南島原市ボランティア連絡協議会支援
- (4) ボランティア育成事業
- (5) ボランティアの支援、登録・斡旋と保険の加入促進
- (6) ボランティア活動の調査、研究
- (7) 関係団体・機関・施設等との連携、協力

## 10. 低所得者福祉対策の推進

自立した生活を助長するため、下記を主な項目として推進する。

- (1) 生活福祉資金貸付事業の受託
- (2) 高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業の償還指導
- (3) 南島原市福祉資金の貸付事業
- (4) 生活困難者レスキュー事業
- (5) 就労支援準備事業

## 11. その他の事業

- (1) ホームページの更新
- (2) 広報誌「ひまわり」の発行 (年6回)
- (3) 門松カード配付事業
- (4) 軽スポーツ用品等の貸与事業
- (5) 地域イベント支援事業
- (6) 関係機関、団体等を行う大会及び会議への参加協力
- (7) 人材育成のために各機関が行う実習等の受け入れ、協力
- (8) 研修事業への積極的参加及び関係機関との合同研修会の開催による資質の向上
- (9) 関係団体・機関・施設等との連携、協力